

## 骨子案文検討票

		NO. 2 -	
骨子案内容	テ・マ項目	揺れの被害から命を守る 既存建築物の耐震性の向上	
	骨子案	主語	(既存建築物の耐震性の向上)
		所有者	1 既存建築物(昭和56年5月31日以前の耐震基準によって建築された建築物をいいます。)の所有者は、地震による建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断を受け、その結果に応じて耐震化(耐震改修や建て替えを行うことにより、現行の耐震基準と同等以上の耐震性を確保することをいいます。)を行うよう努めなければいけません。
		県	2 県は、自らが所有する既存建築物の耐震診断を行い、その結果に応じて耐震化を行うよう努めます。また、計画的な耐震化の推進と施設利用者等の理解を促進するため、耐震化の優先順位等を定めた計画(県有建築物耐震化実施計画)を作成し、耐震診断の結果と併せて公表します。
		県	3 県は、災害対応、医療救護、救出・救助等の活動拠点や避難場所として使用されるなど、地震発生時に重要な役割を担う建築物の所有者や管理者に対し、耐震診断の実施、診断結果の公表、計画的な耐震化の促進を求めます。
県	4 県は、市町村、国、建築業界団体等と連携して、既存建築物の耐震化の実態を把握するとともに、啓発の推進、相談体制の整備や耐震化に必要な支援に努めます。		
解説案	課題	南海地震による建物倒壊により、人的被害は1,807人の死者、9,343人の負傷者が発生し、物的被害は全壊31,191棟、半壊50,983棟と想定されています(第2次高知県地震対策基礎調査 H16.3)。しかし、木造住宅に住んでいる方で、専門家による耐震診断を受けたことがある方は、高知県においてはわずか4.7%で、92.9%の方が耐震診断を受けたことが無いと答えています(4県(三重県・和歌山県・徳島県・高知県)共同地震・津波県民意識調査報告書 H17.3)。耐震診断を受けていない理由として、「耐震診断のやり方が分からない」「どんなに耐震化しても大地震にあえば被害は避けられないと思うから」などの意見が出ています。	
	対策	建築物の耐震診断・耐震改修の実施 県有建築物の耐震化への取り組み (地域防災計画(震) p35, 5-1-1 :公共建築物の記載 県、市町村) 公共的建築物の所有者等への要請 耐震化の取り組みの普及・啓発 相談体制の整備 耐震診断・耐震改修に対する支援(地域防災計画(震) p35, 5-1-1 県、市町村)	
関連事項	施行日	公布日・その他の日( )	
	規則の要否	要 <input checked="" type="radio"/> 不要 <input type="radio"/> (主な規定事項)	
	項目の出所等	意見提出用紙・(県民WS)・検討会意見(シ- HNO.24)・過去の地震からの教訓 地域防災計画・地域目標・その他	
検討会での協議内容	主な意見		
	協議結果	原案OK・修正 他の対策に変更・テ・マからはずす 追加	
備考			
作成履歴	作成日		
	修正日		
	確定日		

骨子案文検討票

NO. 2 -

テ - マ 項目		揺れの被害から命を守る 屋内における転倒等危険物の安全性の向上	
骨子案内容	主語	文案 (屋内における転倒等危険物の安全性の向上)	
	県民 事業者	1 県民や事業者は、地震発生時に屋内における自らや事業所内の人の安全を確保し、迅速かつ円滑に避難するため、家具、電気製品等の転倒や落下する危険がある物や窓ガラスなど飛散する危険がある物(以下「転倒等危険物」といいます。)について、あらかじめ配置の見直し、転倒等の防止等の対策を行うよう努めなければいけません。	
	骨子案 県民	2 県民は、地震が発生したときは、落下物から頭を守るなどの自らの身を守るために必要な行動をとらなければいけません。	
	骨子案 事業者	3 事業者は、地震が発生したときは、事業所内の人に対し、身を守るために必要な行動をとるよう促し、避難誘導を行うなどの事業所内の人の安全を確保するために必要な行動をとらなければいけません。	
	骨子案 県	4 県は、市町村、国、転倒等危険物の製造販売事業者、転倒防止器具の販売取り付け事業者等と連携して、屋内における転倒等危険物の安全対策に関する実態を把握するとともに、啓発と安全対策の推進に努めます。	
解説案	課題	阪神・淡路大震災における内部被害による人的被害の調査によると、怪我の原因の46%が家具等の転倒落下、29%がガラスによるものです(日本建築学会「阪神淡路大震災 住宅内部被害調査報告書」)。特に津波襲来地域では、建物倒壊による圧死を免れても、家具の転倒やガラスの散乱等により避難不可能な状態になることにより津波の被害者となることも想定されます。	
	対策	家具の転倒防止対策・ガラスの飛散防止対策の実施 転倒物から身を守るための行動 対策の普及・啓発(地域防災計画(震)5-1-2 家具等の転倒 県、市町村)	
関連事項	施行日	公布日・その他の日( )	
	規則の要否	要 <input checked="" type="radio"/> 不要 <input type="radio"/>	(主な規定事項)
	項目の出所等	意見提出用紙 <input checked="" type="radio"/> 地域防災計画 <input checked="" type="radio"/> 県民WS <input checked="" type="radio"/> 検討会意見(シー HNO.24) <input checked="" type="radio"/> 過去の地震からの教訓 <input checked="" type="radio"/> 地域目標 <input type="radio"/> その他	
検討会での協議内容	主な意見		
	協議結果	原案OK・修正 他の対策に変更・テ・マからはずす 追加	
備考			
作成履歴	作成日		
	修正日		
	確定日		

骨子案文検討票

NO. 2 -

テ - マ 項目		揺れの被害から命を守る 屋外における危険工作物等の安全性の向上	
骨子案内容	主語	文案 (屋外における危険工作物等の安全性の向上)	
	所有者 管理者	1 地震発生時にブロック塀、自動販売機等の転倒の危険がある物や窓ガラス、外装材、屋外広告物等の落下の危険がある物 (以下「危険工作物等」といいます。)の所有者や管理者は、これらの危険工作物等が、屋外において歩行者等に危害を及ぼしたり、避難等を妨げたりすることのないよう、あらかじめ、安全性を点検し、必要に応じて改修等を行うよう努めなければいけません。	
	県民	2 県民は、地震発生時に危険工作物等の転倒や落下によって被害を受けることのないよう、日頃から、地域の危険箇所の把握に努めなければいけません。また、地震が発生したときは、危険工作物等から直ちに離れ、又は近づかないようにしなければいけません。	
	県	3 県は、市町村、国、危険工作物等の設置団体等と連携して、屋外における危険工作物等の安全対策に関する実態を把握するとともに、啓発と安全対策の推進に努めます。	
解説案	課題	過去の地震では、ブロック塀の倒壊やガラスなどによって死者やけが人が発生しています(ブロック塀 昭和53年宮城県沖地震=16人死亡、平成17年福岡県西方沖地震=1人死亡、ガラスの飛散 平成17年福岡県西方沖地震における福岡市中央区天神での事例)。ブロック塀や自動販売機の大部分が個人の所有物(もしくは個人の所有地内に設置)のため、現状においては対策が進んでいません。 屋外広告物も不法に設置されているものもあり、落下し、死者やけが人を出す危険があります。	
	対策	避難路に接する危険工作物等の安全性の確保 危険工作物等からの退避 危険箇所の点検 把握 対策の普及 啓発	
関連事項	施行日	公布日・その他の日 ( )	
	規則の要否	要 <input checked="" type="radio"/> 不要 <input type="radio"/>	(主な規定事項)
	項目の出所等	意見提出用紙 <input checked="" type="radio"/> 県民WS <input checked="" type="radio"/> 検討会意見 (シー HNO.24) <input checked="" type="radio"/> 過去の地震からの教訓 地域防災計画 <input checked="" type="radio"/> 地域目標 <input type="radio"/> その他	
検討会での協議内容	主な意見		
	協議結果	原案OK・修正 他の対策に変更・テ - マからはずす 追加	
備考			
作成履歴	作成日		
	修正日		
	確定日		

骨子案文検討票

NO. 2 -

テ - マ 項目		揺れの被害から命を守る 被災建築物及び宅地の応急危険度判定の実施	
骨子案内容	主語	文案 (被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定の実施)	
	県	1 県は、地震により被害を受けた建築物や宅地 (以下「被災建築物等」といいます。 )が余震によって倒壊すること等により発生する二次災害を防ぐため、地震が発生したときは、市町村が行う被災建築物等の応急危険度判定 (以下「応急危険度判定」といいます。 )の支援を行います。	
	骨子案 県	2 県は、応急危険度判定が円滑に行われるよう市町村や国と連携して、あらかじめ、応急危険度判定の制度を周知するとともに、応急危険度判定を行うことができる者の養成や受け入れ体制の整備、判定資機材の確保などの実施体制の整備に努めます。	
	所有者 管理者	3 被災建築物等の所有者及び管理者は、地震が発生したときは、応急危険度判定に協力するとともに、判定結果に応じて、入居者や利用者の避難、当該建築物等の応急補強等を行うよう努めなければいけません。	
解説案	課題	本震の発生後、一定期間に渡って余震が発生することが知られています。余震は、概ね本震より規模の小さいものが多いですが、中には本震と同程度の規模の余震が発生した例もあります (1996年3月26日の鹿児島県北西部の地震では、本震 (M6.5) に対し、4月3日に最大余震 (M5.6) が発生 )。本震で被害を受けた住宅が余震で倒壊し、被害をもたらす場合があります。	
	対策案	応急危険度判定の実施 (地域防災計画 (震 )p69 :市町村) 応急危険度判定士の養成 (地域防災計画 (震 )p69 :県) 実施体制の整備 制度の周知 (地域防災計画 (震 )p69 :県 活動体制の確立) 判定調査への県民等の協力 判定結果に応じた避難 補強等の措置	
関連事項	施行日	公布日 ・その他の日 ( )	
	規則の要否	要 <input checked="" type="radio"/> 不要 <input type="radio"/>	(主な規定事項)
	項目の出所等	意見提出用紙 (県民WS) ・検討会意見 (シー HNO6) ・過去の地震からの教訓 地域防災計画 ・地域目標 ・その他	
検討会での協議内容	主な意見		
	協議結果	原案OK 修正 他の対策に変更 テ - マからはずす 追加	
備考			
作成履歴	作成日		
	修正日		
	確定日		

骨子案文検討票

NO. 2 -

骨子案内容	テ - マ 項目		揺れの被害から命を守る 公共土木施設等の震災予防対策		
	骨子案	主語	文案		
		県	(公共土木施設等の震災予防対策)		
		骨子案	<p>県は、自らが管理する道路、橋梁、河川、港湾等の施設について、地震の揺れによる人的被害の軽減や緊急的な応急対策を実現するための機能を確保するため、あらかじめ、必要に応じて点検し、改修等を行うよう努めます。</p>		
解説案	課題	<p>昭和21年の南海地震では、高知市では地震により国分川の堤防が崩れ、地盤沈下と相まって下知地区をはじめ周辺一帯の浸水をもたらしました。また、四万十市(当時中村市)においては、四万十川(当時渡川)に架かる橋が落ち、交通を遮断しました。地震の揺れで、公共土木施設などに破損や崩壊等が起きれば、県民の避難や防災機関の応急対策にも大きな支障が発生することが想定されます。</p>			
	対策案	<p>道路、橋梁、河川、海岸等の公共土木施設等の震災予防対策(地域防災計画(震)p37 主体の記載無し)</p>			
関連事項	施行日	公布日・その他の日 ( )			
	規則の要否	要 <input checked="" type="radio"/> 不要 <input type="radio"/>	(主な規定事項)		
	項目の出所等	意見提出用紙 <input checked="" type="radio"/> 県民WS <input type="radio"/> 検討会意見 <input type="radio"/> 過去の地震からの教訓 地域防災計画 <input type="radio"/> 地域目標 <input type="radio"/> その他			
検討会での協議内容	主な意見				
	協議結果	原案OK・修正 他の対策に変更・テ - マからはずす 追加			
備考					
作成履歴	作成日				
	修正日				
	確定日				